



島根県報

平成28年3月29日（火）

号外第51号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

（障がい福祉課） 2

公布された条例等のあらまし

◇身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則（規則第19号）

1 規則の概要

- (1) 身体障害者手帳の交付の申請に係る医師の診断書及び意見書の様式を改めることとした。（様式第3号関係）
- (2) 行政不服審査法の施行に伴う様式の整理

2 施行期日

平成28年4月1日から施行することとした。

規 則

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第19号

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

身体障害者福祉法施行細則（昭和34年島根県規則第17号）の一部を次のように改正する。

様式第3号の9呼吸器の機能障害の状況及び所見中

- 「ア 階段を人並みの速さで上がれないが、ゆっくりなら上れる。
- イ 階段をゆっくりでも上れないが、途中休みながらなら上れる。
- ウ 人並みの速さで歩くと息苦しくなるが、ゆっくりなら歩ける。 を
- エ ゆっくりでも少し歩くと息切れがする。
- オ 息苦しくて身の回りのこともできない。 」
- 「ア 激しい運動をした時だけ息切れがある。
- イ 平坦な道を早足で歩く、あるいは緩やかな上り坂を歩く時に息切れがある。
- ウ 息切れがあるので、同年代の人より平坦な道を歩くのが遅い、あるいは平坦な道を自分のペースで歩いている時、息切れのために立ち止まることもある。 に、「エックス線所見」を「エックス線写真所見」に、「心縦隔」を「心・縦隔」に、
- エ 平坦な道を約100m、あるいは数分歩くと息切れのために立ち止まる。
- オ 息切れがひどく家から出られない、あるいは衣服の着替えをする時にも息切れがある。 」

見」を「エックス線写真所見」に、「心縦隔」を「心・縦隔」に、

- 「予 測 肺 活 量 mℓ を
- 1 秒 量 mℓ 」
- 「予測肺活量 〃.〃〃 L （実測肺活量 〃.〃〃 L） に、「予測肺活量1秒率 %」を「予測肺活量1
- 1 秒 量 〃.〃〃 L （実測努力肺活量 〃.〃〃 L）」

秒率〃.〃〃 %」に、

- 「（ア・ウについては、次のノモグラムを使用すること。） 」を
- 「（アについては、下記の予測式を使用して算出すること。）

肺活量予測式（L）

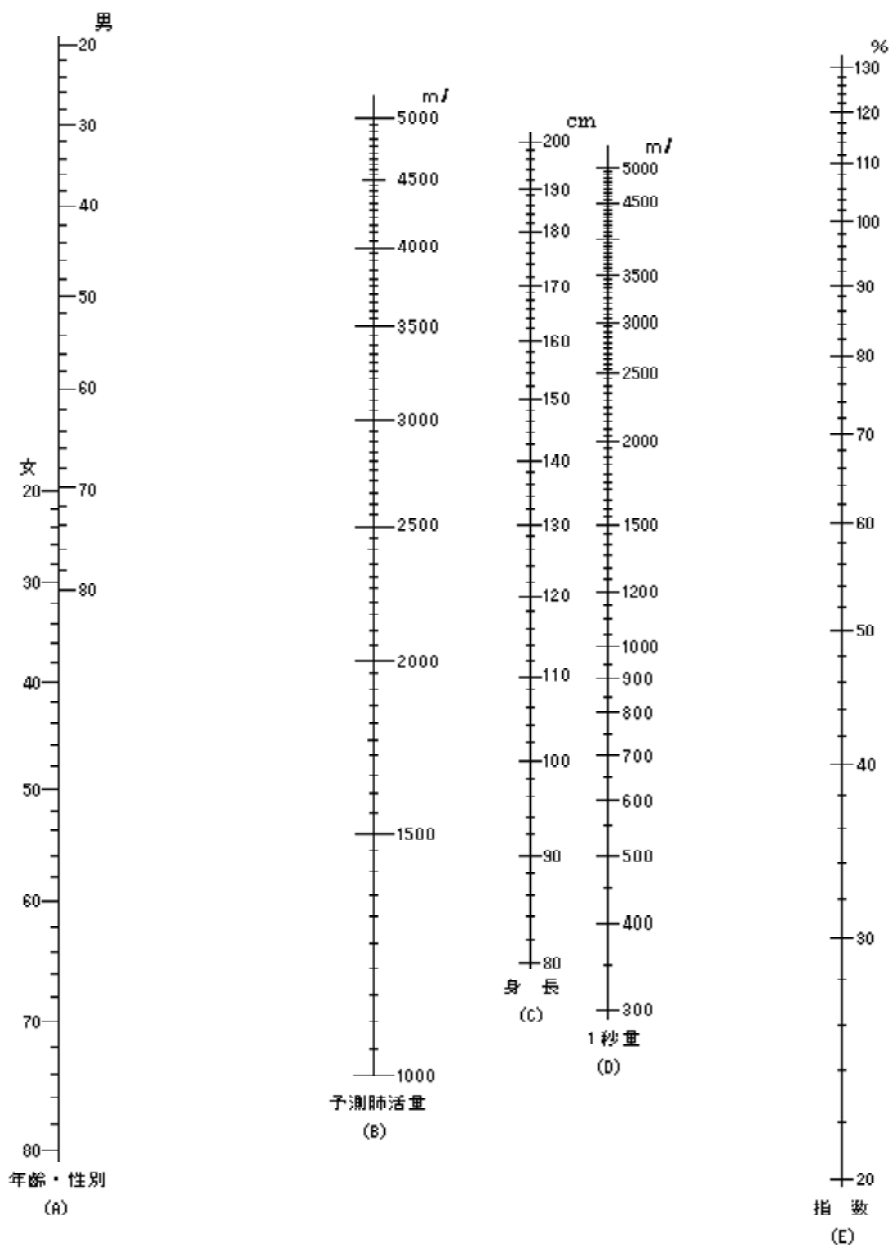
- 男性 0.045×身長（cm）－0.023×年齢（歳）－2.258 に、
- 女性 0.032×身長（cm）－0.018×年齢（歳）－1.178

（予測式の適応年齢は男性18—91歳、女性18—95歳であり、適応年齢範囲外の症例には使用しないこと。） 」

6 その他の臨床所見

ノモグラムの使い方

- 1 (A)と(C)から、(B)上にBaldwinの予測式による予測肺活量が得られる。(B)と(D)とから(E)上に予測肺活量に対する1秒率が得られる。
- 2 (D)を1秒量の代わりに実測肺活量とすれば、(B)と(D)とから(E)上にパーセント肺活量が得られる。
- 3 (B)に実測肺活量を代入すれば、(B)と(D)とから(E)上に通常の1秒率が得られる。



を

6 その他の臨床所見

に改め、同様

式の14肝臓の機能障害の状態及び所見中

合 計 点 数	点	点
3点項目の有無（血清アルブミン値、プロトロンビン時間、血清総ビリルビン値）	有 ・ 無	有 ・ 無

を

合 計 点 数	点	点
(○で囲む)	5～6点 ・ 7～9点 ・ 10点以上	5～6点 ・ 7～9点 ・ 10点以上
肝性脳症又は腹水の項目を含む3項目以上における2点以上の有無	有 ・ 無	有 ・ 無

に

改める。

様式第4号中「60日」を「3か月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定の」を「裁決の」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。